

第 39 期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2023年12月15日（金曜日）午前10時
受付開始：午前9時30分

開催場所

東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
帝国ホテル 本館中2階「光の間」
(開催場所が昨年と異なりますので、ご来場の際は末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えないようご注意ください。)

議決権行使期限

2023年12月14日（木曜日）
午後5時まで

株主の皆さまへ

- 当日のご出席に代えて、インターネット又は郵送により議決権を行使することができます。ぜひ株主様のご意見を反映いただきたいと存じます。
- 当日ご出席の株主様へのお土産の配布はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

目 次

株主の皆さまへ……………	1
第39期定時株主総会招集ご通知……………	2
議決権行使についてのご案内……………	4
株主総会参考書類……………	7
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件	
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	
第4号議案 会計監査人選任の件	

（提供書面）

事業報告……………	16
連結計算書類……………	37
計算書類……………	40
監査報告……………	43

株主の皆さまへ

株主の皆さまには平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

中期経営計画「Value Innovation 2024」の第2年度となる2023年9月期は、レジャー・観光・飲食業界の景気回復に後押しされる一方、アフターコロナの環境変化による人手不足、不安定な海外情勢や急激な為替変動などに起因するリスク、原材料やエネルギー及び物流コストの高騰といった課題に直面した一年でした。グループ各社がマーケットと向き合い対応を進め、おかげさまで増収増益及び増配を実現できました。

また、当連結会計年度においては、上場来初の中間配当の実施、ラジオNIKKEI出演による会社事業アピール、個人投資家向けハイブリッド型（会場＋web配信）説明会への参画など、積極的なIR活動を行いました。従業員持株会では、奨励金付与率の10%から100%への引き上げや特別奨励金スキームの導入を行い、従業員持株会の加入率は7.6倍に大きく活性化しました。社内外のステークホルダーの皆さまから、様々なご意見を伺う機会が圧倒的に増えましたこと、感謝に堪えません。

現在私たちは、創立40周年をゴールとする現行の中期経営計画の3年目計画のさらなる積上げを進めております。また、次期中期経営計画に対する方針「Value Innovation 2024 and Beyond」の策定を進めております。スローガン『Go Beyond!』のもと、グループ一丸となってお客様及び株主の皆さまの期待を超える成果実現のため、引き続き力を尽くします。

今後とも格段のご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

株式会社C S Sホールディングス

代表取締役社長 **水野克裕**

株 主 各 位

東京都中央区日本橋小伝馬町10番1号



株式会社C S Sホールディングス

代表取締役社長 水 野 克 裕

第39期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第39期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）により議決権を行使することができますので、いずれかの方法で議決権の行使をお願い申し上げます。**各議案の内容は、後記「4. 電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト」に掲載の株主総会参考書類のとおりでございますので、同書類をご検討のうえ、4ページの「議決権行使についてのご案内」に従って、2023年12月14日(木曜日)午後5時まで**に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年12月15日(金曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
帝国ホテル 本館中2階「光の間」

(開催場所が昨年と異なりますので、ご来場の際は末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。)

3. 目的事項 報告事項

1. 第39期（2022年10月1日から2023年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第39期（2022年10月1日から2023年9月30日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 会計監査人選任の件

4. 電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）については、インターネット上のウェブサイトに掲載しておりますので、アクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ホームページ】

https://www.css-holdings.jp/ir/about_stock/meeting.html

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、掲載書類をご確認ください。）



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「CSSホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「2304」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）



【株主総会ポータル（三井住友信託銀行）】

<https://www.soukai-portal.net>

（QRコードを読み取るか、上記ウェブサイトにアクセスしID・初期パスワードを入力ください。）



※各ウェブサイトは定期メンテナンス等により一時的にアクセスできない状態となることがございます。閲覧できない場合は他のウェブサイトからご確認いただくか、時間を置いて再度アクセスしてください。

5. 招集にあたっての決定事項

- (1)本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしています。ただし、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、連結計算書類の「連結注記表」、計算書類の「個別注記表」をお送りする書面には記載しておりません。したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- (2)議決権行使書面において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- (3)インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (4)インターネットと議決権行使書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- (5)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

◎ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記「4.電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト」にその旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



インターネットで議決権 を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年12月14日（木曜日）
午後5時入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年12月14日（木曜日）
午後5時到着分まで



株主総会に ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2023年12月15日（金曜日）
午前10時（受付開始:午前9時30分）

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第3、4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）及びインターネット双方により議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

『株主総会ポータル』のご案内

招集通知の確認も議決権行使も簡単に！

POINT 1

スマートフォンで読みやすい

議案情報、企業情報、業績情報を読みやすく。
株主総会資料も閲覧できます。

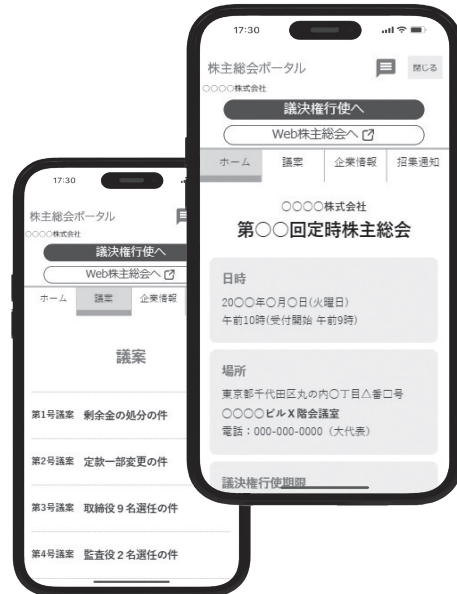
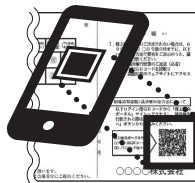
POINT 2

簡単・便利にアクセスが可能

お手元のスマートフォン等で議決権行使
書用紙に記載のQRコードを読み取り簡単
にアクセスできます。

ID・パスワードの入力は不要です。

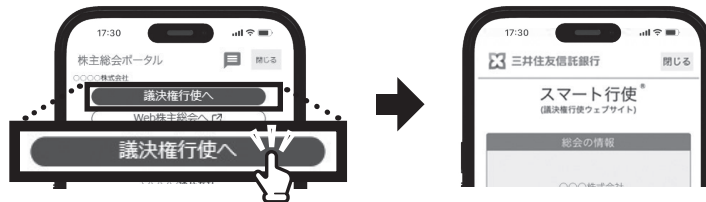
※QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。



POINT 3

議決権行使も楽々

ボタン1つで議決権行使画面へ移動。
議案を確認後、そのまま議決権行使が
可能です。



インターネットによる議決権行使期限 2023年12月14日（木）午後5時

PC等からもアクセスいただけます

以下のURLより議決権行使書用紙に記載の
ログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。

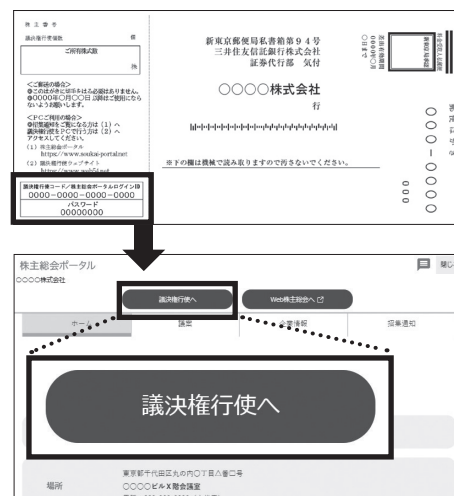
株主総会ポータルURL
<https://www.soukai-portal.net>

《議決権行使方法》

右図の通り、ログイン後の画面で「議決権行使へ」ボタンをクリックし、以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。

▶ <https://www.web54.net>



ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 1・4・7・10月の第1月曜日0：00～5：00は、メンテナンスのためご利用いただけません。

株主総会ポータルのご利用方法・インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

0120-652-031 (受付時間 9時～21時)



ぜひQ&Aもご確認ください。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）5名全員が任期満了となります。

当社は、定款により取締役の任期を1年と定めており、株主の皆さまの判断を経営に適切に反映できる体制としております。また、取締役の構成については、知識・経験・能力の多様性を確保するようにしております。つきましては、取締役会へのガバナンス要請を踏まえ各取締役の役割を明確にするため2名減員し、以下取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、監査等委員会から各候補者は当社の取締役として適任であり、本議案について特段指摘することはないとの意見表明を受けております。

取締役候補者は次のとおりであります。

番号	氏 名		現在の当社における地位、担当	取締役会出席状況
1	野 口 緑	再任	代表取締役	18回中18回 (100%)
2	水 野 克 裕	再任	代表取締役社長	18回中18回 (100%)
3	太 田 清 久	再任	取締役	15回中15回 (100%)

（注）太田清久氏の取締役会出席状況につきましては、取締役就任以降を対象としております。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
1	再任 の ぐち みどり 野 口 緑 (1957年3月8日生)	1984年12月 当社取締役 1998年10月 当社取締役副社長 2003年11月 当社代表取締役会長 2008年4月 当社取締役会長 2020年12月 当社代表取締役会長 2021年12月 当社代表取締役（現任） （重要な兼職の状況） (株)セントラルサービスシステム 取締役会長 (株)センダン 取締役 (株)CSSビジネスサポート 取締役会長 音響特機(株) 取締役 (株)セントラルホテルサービス 取締役	565,900株
【取締役候補者とした理由】 野口緑氏は、長年にわたり当社及びグループ会社の取締役として経営に関与しており、グループ内における事業経営を中心に、経営者としての豊富な経験を有しております。その知見に基づき、当社グループ経営における大所高所からの指導・助言をいただくことや、ダイバーシティの推進に適任であると判断し、引続き取締役候補者といいたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
2	再任 みず の かつ ひろ 水 野 克 裕 (1962年4月12日生)	1985年4月 (株)リクルート入社 2008年4月 リクルート健康保険組合出向 常務理事 2010年7月 (株)ユニヴァ・キャピタル・ジャパン入社 2013年1月 (株)ユニヴァ・キャピタル・ジャパン 取締役 2017年4月 (株)ユニヴァ・マルシェ 代表取締役 2019年7月 ユニヴァ共済協同組合 代表理事 2021年12月 当社代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） なし	17,900株
【取締役候補者とした理由】 水野克裕氏は、マーケティングや広報を始め、企業経営・事業戦略等に関する幅広い活動経験と高い見識を有しております。当社グループにおいて事業執行を代表する役割としてその知見を取締役会において発揮していただくことにより、当社グループの将来にわたる事業成長と企業価値向上の実現を図るとともにグループ全体の監督・ガバナンス強化の推進に適任であると判断し、引き続き取締役候補者といいたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
3	再任 おお た きよ ひさ 太 田 清 久 (1960年8月4日生)	1983年4月 (株)野村総合研究所入社 1996年5月 メリルリンチ日本証券(株)入社 2003年4月 起業投資(株)設立 執行役員専務(現任) 2014年8月 日本通信(株)ヴァイスプレジデント 2016年10月 (株)オーバー・ザ・エアー設立 代表取締役就任 2022年4月 当社 顧問 2022年12月 当社 取締役(現任) (重要な兼職の状況) なし	0株
【取締役候補者とした理由】 太田清久氏は、長年の株式市場における豊富なキャリアと、企業経験・事業戦略・M&A等に関する高い見識を有しております。これらの知見及び経験を当社グループにおける経営企画・事業戦略に活かし、グループの持続的成長と企業価値向上、資本市場に精通した立場からのコーポレートガバナンス強化に寄与していただくことが期待できると判断し、引続き取締役候補者いたしました。			

- (注) 1. 各候補者の所有する当社の株式数は2023年9月30日現在のものです。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 当社は、取締役及び執行役員、子会社の役員全員を被保険者として、役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、また当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事項があります。保険料は特約部分も含めて当社が全額負担しており、被保険者の保険料の負担はありません。なお、各候補者の選任が承認され取締役に就任した場合は当該保険契約の被保険者となり、また、各候補者の任期途中である2024年4月に当該保険契約を同内容で更新する予定です。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役全員（3名）が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

また、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	再任 社外 独立 越智敦生 (1953年9月8日生)	1986年11月 公認会計士社会計事務所入所 1988年8月 同所退職 1988年9月 越智会計事務所開設代表（現任） 1998年8月 当社監査役 2001年7月 九段監査法人（現 清陽監査法人）代表社員 2015年12月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） 2017年8月 清陽監査法人 退任 （重要な兼職の状況） 越智会計事務所 代表 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 越智敦生氏は直接企業経営に関与した経験はありませんが、財務・会計分野における造詣が深く、公認会計士としての豊富な経験と高い見識を有しております。当社では1998年から監査役として、2015年からは監査等委員である社外取締役として、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただいております。 上記の理由から社外取締役として当社のコーポレート・ガバナンス強化に資する人材であると判断したため、引き続き社外取締役候補者といたしました。 また、同氏は2015年12月に当社の社外取締役に就任し、本総会終結の時をもってその在任期間は8年であります。	40,400株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
2	再任 社外 独立 なが 永 つじ 辻 こう 航 (1977年11月4日生)	2004年11月 司法試験合格 2006年10月 弁護士登録 木島・手島法律事務所入所 (現 木島綜合法律事務所) 2010年10月 一般社団法人再開発コーディネーター協会 再開発プランナー登録 2011年 9 月 一般社団法人再開発コーディネーター協会 URCAマンション建替えアドバイザー登録 2020年12月 当社社外取締役(監査等委員) (現任) (重要な兼職の状況) なし 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 永辻航氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、 弁護士として培われた専門知識、主に企業法務分野に関する 高い見識を有しており、これらの経験から当社グループのガ バナンス強化に向けて有益な助言・提言をいただいております。 上記の理由から社外取締役として当社のさらなるコーポレー ト・ガバナンス強化に資する人材であると判断したため、引 続き社外取締役候補者といたしました。 また、同氏は2020年12月に当社の社外取締役に就任し、本 総会終結の時をもってその在任期間は3年であります。	0株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
3	新任 社外 独立 やま かわ かず ひろ 山 河 和 博 (1966年11月1日生)	1988年4月 一般社団法人全国農協観光協会入社 1994年2月 (株)オーエムソーラー協会入社 2001年8月 奥陽科技発展(上海)有限公司監査役 2002年12月 OM出版(株)監査役 2004年6月 (株)OM研究所監査役 2005年6月 オーエム計画(株)代表取締役社長 2012年3月 SE住宅ローンサービス(株)代表取締役社長 2016年5月 (株)ムジハウス(株)良品計画連結子会社)監査役 2017年8月 (株)エヌ・シー・エヌ常務取締役 2021年12月 (株)サカイホールディングス取締役 2022年5月 (株)シャルドネ・オフィス顧問 (現任) (重要な兼職の状況) (株)シャルドネ・オフィス 顧問 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 山河和博氏は、様々な事業において企業経営に関する知識を有しており、IPO担当役員として2度の株式公開を果たしたことから、証券会社や監査法人対応など上場企業における豊富な実務経験をお持ちです。 また、監査役としての大企業における監査の実態に対する知見やガバナンスコードの対応など多様なご経験があります。 これらの経験を活かし、当社の経営を監督していただくとともに、経営全般への助言を期待しており、当社グループの持続的成長に向けた実効性のある企業統治体制の確立に貢献していただけるものと判断し、新たに社外取締役候補者となりました。	0株

- (注) 1. 各候補者の所有する当社の株式数は2023年9月30日現在のものです。
 2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 3. 越智敦生氏、永辻航氏及び山河和博氏は社外取締役候補者であります。
 4. 当社は、越智敦生氏及び永辻航氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員（社外取締役）として、同取引所に届け出ております。原案どおり2名の再任をご承認いただいた場合は、引続き同2名を独立役員として、同取引所に届け出る予定です。
 5. 当社は、原案どおり山河和博氏の選任をご承認いただいた場合は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員（社外取締役）として、同取引所に届け出る予定です。
 6. 当社は、越智敦生氏及び永辻航氏との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、原案どおり同2名の再任をご承認いただいた場合は、当該契約を継続する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としております。

7. 当社は、原案どおり山河和博氏の選任をご承認いただいた場合は、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としております。
8. 当社は、取締役及び執行役員、子会社の役員全員を被保険者として、役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、また当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事項があります。保険料は特約部分も含めて当社が全額負担しており、被保険者の保険料の負担はありません。なお、各候補者の選任が承認され取締役就任した場合は当該保険契約の被保険者となり、また、各候補者の任期途中である2024年4月に当該保険契約を更新する予定です。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

本総会開始の時をもって、2022年12月16日開催の第38期定時株主総会において選任いただいた補欠の監査等委員である取締役篠連氏の選任の効力が本総会の時までとされておりますので、改めて、監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式数
しの 篠 連 (1957年2月26日生)	1986年10月 司法試験合格 1989年4月 弁護士登録 1990年1月 光和総合法律事務所設立参加 パートナー弁護士(現任) 2016年6月 シナネンホールディングス株式会社 社外取締役(監査等委員)(現任) 2018年6月 高島株式会社 社外取締役(監査等委員)(現任) 2019年6月 前田建設工業株式会社 監査役 (重要な兼職の状況) シナネンホールディングス株式会社 社外取締役(監査等委員) 高島株式会社社外取締役(監査等委員)	0株
【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び果たすことが期待される役割】 篠連氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、長年弁護士として培われた高い専門知識や企業法務等に関する見識と、様々な企業での社外役員等の経験を有しております。これらの豊富な経験と幅広い見識を、当社の経営全般の監視に生かし、客観的かつ公正な立場で提言をいただけるものと判断し、引続き補欠の社外取締役候補者いたしました。		

- (注) 1. 候補者の所有する当社の株式数は2023年9月30日現在にて表示しております。
2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 篠連氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
4. 当社は、篠連氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としております。
5. 当社は、篠連氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、同氏を被保険者として、役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結する予定です。当該契約では、職務の執行に関し責任を負うこと、また当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事項があります。保険料は特約部分も含めて当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料の負担はありません。

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の決定に基づいております。

また、当社の監査等委員会が会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人の独立性及び専門性、監査の実施状況、品質管理体制、監査報酬等を総合的に勘案した結果、会計監査が適切かつ妥当に行われることを確保する体制が整えられており、当社の会計監査人としての適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名	称	RSM清和監査法人
事	務	東京事務所 東京都千代田区飯田橋1－3－2 曙杉館4階 神戸事務所 兵庫県神戸市中央区海岸通8 神港ビルディング1階
沿	革	2004年3月 設立 2010年5月 R S M Internationalと業務提携
概	要	構成人員 社員（公認会計士） 18名 職員（公認会計士） 55名 （公認会計士試験合格者等） 16名 （監査補助職員） 16名 （その他事務職員等） 16名 合 計 121名 関与会社 132社 出資金 37百万円

(2023年11月1日現在)

以上

事業報告

(2022年10月1日から
2023年9月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、景況感及び各種政策効果によって雇用及び所得環境が改善する流れを受けて緩やかな回復基調となりました。しかしながら、ウクライナ危機をはじめとする不安定な国際情勢は依然として継続しており、原材料・エネルギー・資材の高騰などによるあらゆるコスト上昇あるいは円安為替など、先行き不透明な状況は材料に事欠かない状況です。

レジャー・観光・飲食業界におきましては、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが5類となることで業界稼働の復調及び正常化が進み、国内旅行客や訪日外国人客の増加など個人需要の回復が見られました。加えて穏やかであった法人宴会需要も春先から回復の基調にあります。

このような環境のもと、当社グループにおきましては、「中長期経営計画 Value Innovation 2024」の第2年度に対して、グループ一丸となって収益の向上に力を注いでまいりました。その柱となる「基軸事業の強化による収益力の向上」「人財育成の強化」「ESG課題への取組み推進」「グループシナジーや外部リソース活用による新たな価値の創出」を推進、2024年9月期達成目標に向かって着実に進捗しております。

また、当連結会計年度においては、ラジオNIKKEIへの会社代表の出演、個人投資家向けハイブリッド型（会場＋web配信）説明会への参画、中間配当の実施など、従来に増して積極的なIR活動を行いました。それとともに、奨励金付与率の10%から100%への引き上げや特別奨励金スキームの導入によって、従業員持株会の加入率は7.6倍に大きく活性化しました。好業績や事業環境の後押しもあり、当社の第4四半期3ヶ月間の株価終値平均は前年比で3倍となり、課題であった東証スタンダード市場が求める流通株式時価総額を大きくクリアすることができました。

これらの結果、当連結会計年度における連結売上高は14,832百万円（前連結会計年度比36.3%増）、連結営業利益は276百万円（前連結会計年度は営業損失186百万円）、連結経常利益は313百万円（前連結会計年度比284.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は230百万円（前連結会計年度比123.5%増）となりました。

続きまして、当連結会計年度における事業別の状況は次のとおりです。

<スチュワード事業>

当事業は、ホテル・レストランを中心として食器洗浄をはじめとする厨房管理業務及び清掃業務を全国展開する当社グループの中核となるセグメントです。

当連結会計年度においては、大型ホテルの新規開業への対応に向けた採用、教育、組織化に精力的に対応しました。採用と定着を推進する採用推進部および人事戦略部の組織的な活動によって一年間で従業員は一千名程度の純増となりました。マーケット開発部による営業活動と人事活動を連携しながら計画的に進行することで、急激なマーケットニーズの高まりに順応することができ、年間で23件の新規受託をスタートしました。重点アクションプランとした客室等清掃業務の売り上げ拡大も順調に推移し、収益化の目途がつくに至りました。

また、外国人对応の拡張、教育マニュアルツールの充実、ロボットによる業務支援実験、東京都『心のバリアフリー』サポート企業登録など、SDGsの意味合いを持つ取り組みも積極的に展開しました。中でもNISSHA株式会社とNECソリューションイノベータ株式会社が共同で開発・実証実験を進めてきた、繰り返し利用できる容器のシェアリングサービス「Re&Go（リーアンドゴー）」への参画は、新たな社会的価値をSDGs文脈で創造する取り組みであります。

これらの結果、売上高は6,632百万円（前連結会計年度比41.2%増）となり、営業利益は255百万円（前連結会計年度比694.4%増）と増収増益となりました。

<フードサービス事業>

当事業は、従業員食堂・ホテル内レストラン運営の受託を全国で展開し、フードビジネス事業としてセグメントを構成します。

当連結会計年度においては、国内外観光客の急激な活性化によって大幅に当事業需要が伸びました。特に宿泊特化型ホテルにおける朝食レストランの需要が伸長し新たに12件の業務を開始いたしました。当事業においてもスチュワード事業と同様に人材の確保・定着の課題に向き合いながら、従業員食堂5件、ライフケア1件、計18件の業務を開業いたしました。

また、食材コストの高騰に対しては、調理企画部門におけるメニュー開発、開発企画部門における顧客との提供価格の交渉、管理部門における無駄の排除や調理の工夫、FBコストのモニタリングおよびアラートに対するマネジメント強化等、全社をあげて継続的に進めてまいりました。とともに、フードシェアリングサービス「TABETE」の導入拡大、環境に配慮した循環型食器の使用、従業員食堂におけるSDGs啓蒙活動の推進などのSDGsへの取り組み、あるいは有料老人ホームの入居者向けの明治記念館庭園散策・食事会コラボ企画や東京聖栄大学臨地実習受け入れなど、お客様・パートナー様との連携によって多くの新たな取り組みが実現しました。

これらの結果、売上高は3,236百万円（前連結会計年度比47.5%増）となり、営業利益は87百万円（前連結会計年度は営業損失39百万円）の増収増益となりました。

<空間プロデュース事業>

当事業は、映像・音響・放送・セキュリティーに関する設計・施工・販売・管理・メンテナンスに加え、BGM及び香りまで提供する空間プロデュース事業としてセグメントを構成いたします。

当連結会計年度においては、執行体制の刷新や大規模イベント・展示会の活用再開など、コロナ禍で低調となっていた営業活動に復調の手応えを実感することができました。とりわけ監視カメラ関連及び音響設備の更新需要が堅調であること、AV関連の投資意欲活性化などがセグメント各社の業績底上げに寄与しました。

一方、クロスメディア推進プロジェクトの組織化、本社自社ビルにおけるAIカメラの実証実験や音響＋映像＋香り＋緑化によるbio空間プロデュース展示、新規ブランドの取扱拡大などに新たに取り組みました。

これらの結果、当セグメントの売上高は4,958百万円（前連結会計年度比24.9%増）となり、営業利益は123百万円（前連結会計年度は営業損失52百万円）の増収増益となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は、34百万円であります。

その主なものは、空間プロデュース事業における事務所内レイアウト変更に伴う資産取得（4百万円）、基幹システムサーバー・販管システム改修等資産取得（10百万円）、音響測定機材等資産取得（5百万円）であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中には、該当する重要な事項はございません。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

区 分	第 36 期 (2020年9月期)	第 37 期 (2021年9月期)	第 38 期 (2022年9月期)	第 39 期 (当連結会計年度) (2023年9月期)
売 上 高 (千円)	11,962,668	9,412,227	10,883,247	14,832,568
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 当期純損失 (△) (千円)	23,489	△420,335	102,966	230,162
1株当たり当期純利益又は は当期純損失 (△) (円)	4.65	△83.36	20.63	46.08
総 資 産 (千円)	5,604,984	4,701,495	5,096,479	5,700,595
純 資 産 (千円)	2,573,252	2,124,638	2,168,915	2,346,000
1株当たり純資産額 (円)	509.20	426.06	434.25	469.70

- (注) 1. 純資産に、役員向け株式給付信託が保有する当社株式を自己株式として計上しております。また、当期の1株当たり当期純利益又は当期純損失の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数は、当該株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。
2. 第38期(2022年9月期)の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しております。

(3) 重要な子会社の状況 (2023年9月30日現在)

事 業 区 分	会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
スチュワード事業	(株)セントラルサービス シ ス テ ム	50,000千円	100%	スチュワード管理事業
	(株)セントラルホテル サ ー ビ ス	10,000	100	スチュワード管理事業
フードサービス事業	(株) セ ン ダ ン	50,000	100	総合給食事業
空間プロデュース事業	東洋メディアリンクス(株)	50,000	100	映像・音響機器等販売施工事業
	音 響 特 機 (株)	100,000	100	音響・放送機器等販売事業
	Mood Media Japan(株)	10,000	100	音楽・映像ソフト制作事業
そ の 他	(株) C S S ビ ジ ネ ス サ ポ ー	10,000	100	総務・人事・経理管理事業

(4) 対処すべき課題

当社グループは、2024年に迎える40周年に向けて、2022年9月期を始期とする3か年の中期経営計画「Value Innovation 2024」を策定し、ますます加速する事業環境の変化に対応すべく、「基軸事業の強化による収益力の向上」「人財育成の強化」「ESG課題への取組み推進」「グループシナジーや外部リソース活用による新たな価値の創出」を軸に経営基盤の再構築を図り、目標達成に向けて取り組んでまいりました。

計画2年目となる当期においては、中期経営計画「Value Innovation 2024」の計画当初に最終年度の3年目の目標水準とした売上高14,300百万円、親会社株主に帰属する当期純利益200百万円、ROE8%を一年前倒して上回る水準に到達いたしました。計画3年目となる次期2024年9月期の業績予想は、連結売上高16,221百万円、連結営業利益352百万円、連結経常利益370百万円、親会社株主に帰属する当期純利益270百万円としております。

また、来る2025年9月期を始期とする次期3か年の中期経営計画に対する方針「Value Innovation 2024 and Beyond」の策定を進めております。各事業において新たな取り組みを積極的に展開することで、企業価値の向上に全力で取り組んでまいります。

各事業における重点施策は以下のとおりです。

<スチュワード事業>

当事業は2023年9月期において前連結会計年度比4割増収でコロナ禍前の水準に復調しました。引き続き主要顧客であるホテル・レストラン・テーマパークという観光・レジャー業界需要は強く当社への業務委託ニーズは一層強まっていくものと思われます。

このような状況において、人財の確保が大きな課題となっています。当社は従来からの雇用基盤の厚さに加えて、新卒採用の拡大、採用手法の多様化、リテンション強化など様々に取り組み、一年間で従業員は1千名を超える純増となりました。

現在の課題は、従業員にいかんにかき活かし働いてもらうことができるか、年齢や国籍など多様性に富む人財が最大限のやりがいと生産性を実現するために、どのような教育機会や業務サポートあるいは福利厚生や適材適所人事など、入社後の継続的なエンゲージメント構築であります。これらが最終的にはお客様への提供品質向上につながっており、一層の力を入れて参ります。積年で培った自前の人財組織や経験ノウハウに加え、外部のパートナーによる知見や先進的なノウハウも積極的に試用しながらベストプラクティスを磨き続けることで、業界のリーディングカンパニーであり続けるため腐心してまいります。

<フードサービス事業>

当事業も2023年9月期において前連結会計年度比+47%の増収でコロナ禍前の水準に復調しており、特に主要顧客であるホテル・レストランといった観光・レジャー業界の需要の高まりに加えて、インバウンド観光客や国内外の団体旅行客といった喫食率の高い人出の活性化及びホテルの新規開業状況を背景に業務の委託ニーズは一層強まっております。

このような状況において、フードサービス事業もスチュワード事業と規模感の違いはあれども人材の確保が課題であります。この点に関してはスチュワード事業と連携しながら採用の効率性やリテンション維持を高めて参ります。

また、昨今の様々なコスト高騰の影響を受けた食材コストアップの影響も避けられません。幸いお客様のご理解をいただき、上昇コストを価格転嫁して吸収することも実現しております。同時に、メニューラインナップの見直し、調理レシピの見直し、食材調達先の継続的な開拓および検討など、クオリティとコストのバランスを活かしたコストコントロールにも腐心しております。厳しい環境下においても「安心・安全」を第一に豊富な経験・実績と多様なパートナーとの連携によって、クオリティの高い商品・サービス提供をするユニークな事業者という個性を磨いてまいります。

<空間プロデュース事業>

当事業は、コロナ禍の影響による顧客の設備投資の見送りや縮小、不安定な国際情勢による原材料不足や物流コストの高騰、円安の進行による利幅減少など、さまざまなマイナス要因がありました。しかし、営業活動はこの一年で復調できたと考えます。売上はコロナ前の水準にはまだ及ばないものの、対前連結会計年度で25%アップとなりました。

現在の課題は、この復調状況にある営業活動をより強力に推進することであり、お客様に一層の興味関心をもっていただくサービスソリューションや販促活動をいかに力強く展開できるかであります。そのために、外部パートナーと積極的に連携しながら機会を創り、活かして参ります。サービスソリューションにおいては、カメラを中心としたAIソリューション、香り・映像・音響・緑化などを複合的に提供する空間プロデュース、あるいは設備提供に関連して求められる運用やコンテンツへのサポート拡張など、お客様の解決課題に直結するサービスのアピールを強化します。販促活動においてはメーカーあるいはコンベンション主催者の活動量が増えていることを機会として露出量を増やしていきます。また、商品調達に関する難易度やコスト環境に変化があることから、より収益性を意識した営業販促活動を進めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2023年9月30日現在）

事業区分	主事製品・事業内容
スチュワード事業	ホテル・レストランにおけるスチュワード管理
フードサービス事業	従業員食堂及びレストラン運営
空間プロデュース事業	セキュリティ・システム、音響映像システム等の販売・施工 業務用音響機器の輸入・販売

(6) 主要な営業所（2023年9月30日現在）

当 社		本社：東京都中央区
スチュワード事業	(株)セントラルサービスシステム	本社：東京都中央区 大阪支社：大阪府大阪市 東海営業所：愛知県名古屋市 福岡営業所：福岡県福岡市
	(株)セントラルホテルサービス	本社：東京都中央区
フードサービス事業	(株)センダン	本社：東京都中央区 大阪支社：大阪府大阪市
空間プロデュース事業	東洋メディアリンクス(株)	本社：東京都中央区 商品センター：神奈川県川崎市
	音響特機(株)	本社：東京都中央区 仙台営業所：宮城県名取市 名古屋営業所：愛知県名古屋市 大阪営業所：大阪府大阪市 広島営業所：広島県広島市 福岡営業所：福岡県福岡市 商品センター：東京都江東区
	Mood Media Japan(株)	本社：東京都中央区
その他	(株)C S S ビジネスサポート	本社：東京都中央区

(7) 使用人の状況（2023年9月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
グループ全体の経営・管理	3名 (0名)	0名 (0名)
スチュワード事業	253名 (4,456名)	55名増 (962名増)
フードサービス事業	146名 (760名)	2名増 (203名増)
空間プロデュース事業	111名 (0名)	3名減 (0名)
その他	32名 (7名)	10名増 (0名)
合計	545名 (5,223名)	64名増 (1,165名増)

- (注) 1. 使用人数は従業員数であり、パート及びアルバイトは（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 使用人が、スチュワード事業において前連結会計年度末に比べて55名増加（962名増加）、フードサービス事業において2名増加（203名増加）したのは、主に受注業務拡大に伴い従業員が増加したことによるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3名	0名	51.3歳	11年11ヵ月

(8) 主要な借入先の状況（2023年9月30日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	330,000千円
株式会社三井住友銀行	100,000
株式会社りそな銀行	90,000
株式会社商工組合中央金庫	90,000
三井住友信託銀行株式会社	90,000
株式会社鹿児島銀行	50,000
合計	750,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の状況

(1) 株式の状況（2023年9月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 20,776,000株
- ② 発行済株式の総数 5,285,600株（自己株式165,370株を含む。）
- ③ 株主数 2,038名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	所 有 株 式 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （リテール信託口620090802）	677,000株	13.22%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （リテール信託口620090803）	671,000株	13.10%
株式会社ユニヴァ・アセット・マネジメント	600,000株	11.72%
野口 緑	565,900株	11.05%
S・T・E・C株式会社	425,000株	8.30%
白土 将敏	223,500株	4.37%
秋元 之浩	128,500株	2.51%
株式会社日本カストディ銀行 （信託E口）	125,600株	2.45%
C S S グループ従業員持株会	108,300株	2.12%
株式会社広美	80,000株	1.56%

- (注) 1. 当社は、自己株式を165,370株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式（165,370株）を控除して計算しております。
3. 役員向け株式給付信託の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が125,600株保有しております。なお、当該株式は自己株式に含めておりません。
- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2023年9月30日現在）

発行決議日		2004年12月19日	2005年12月18日
新株予約権の数		210個	253個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 21,000株 (新株予約権 1 個につき100株)	普通株式 25,300株 (新株予約権 1 個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1 個当たり 1 円 (100株当たり 1 円)	新株予約権 1 個当たり 1 円 (100株当たり 1 円)
権利行使期間		2005年 2 月 1 日から 2024年12月19日まで	2006年 2 月 1 日から 2025年12月18日まで
行使の条件		注 1	注 2
役員の保有状況	取締役 (監査等委員を除く)	・新株予約権の数：205個 ・目的となる株式数：20,500株 ・保有者数：1 人	・新株予約権の数：252個 ・目的となる株式数：25,200株 ・保有者数：1 人
	取締役 (監査等委員)	・新株予約権の数：5 個 ・目的となる株式数：500株 ・保有者数：1 人	・新株予約権の数：1 個 ・目的となる株式数：100株 ・保有者数：1 人

- (注) 1. ① 新株予約権は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という）から行使できるものとする。
- なお、2023年12月31日に至るまでに新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、2024年1月1日より新株予約権を行使できるものとする。
- ② 新株予約権の譲渡に際しては、当社取締役会の承認を要するものとする。
- ③ その他の条件は当社と被付与者との間で締結した契約に定める。
2. ① 新株予約権は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から行使できるものとする。
- ② 前記①にかかわらず、2024年12月31日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、2025年1月1日より新株予約権を行使できるものとする。
- ③ 各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2023年9月30日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	水 野 克 裕	
代 表 取 締 役	野 口 緑	(株)セントラルサービスシステム 取締役会長 (株)センダン 取締役 (株)CSSビジネスサポート 取締役会長 音響特機(株) 取締役 (株)セントラルホテルサービス 取締役
取 締 役 会 長	稲 葉 秀 二	UNIVA CAPITAL Group, Inc.会長兼グループCEO Oakキャピタル(株) 代表取締役
取 締 役	讃 岐 康 司	(株)セントラルサービスシステム 代表取締役 (株)CSSビジネスサポート 代表取締役 東洋メディアリンクス(株) 取締役
取 締 役	太 田 清 久	起業投資(株) 執行役員専務 Welsoc CFO
取 締 役 (監 査 等 委 員)	越 智 敦 生	越智会計事務所 代表
取 締 役 (監 査 等 委 員)	永 辻 航	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	福 田 峰 夫	(株)オフィスM 代表取締役 スターツ出版(株) 社外取締役 (株)ピーシーデポコーポレーション 社外取締役

- (注) 1. 当社は、越智敦生氏及び永辻航氏、福田峰夫氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該役員が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。
2. 越智敦生氏及び永辻航氏、福田峰夫氏は、社外取締役であります。
3. 取締役（監査等委員）越智敦生氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役（監査等委員）永辻航氏は、弁護士として培われた専門知識、主に企業法務分野に関する高い見識を有しております。
5. 取締役（監査等委員）福田峰夫氏は、豊富な実務経験や複数の上場企業における経営経験のほか、様々な企業での社外取締役としての経験を有しております。
6. 当社は、社外取締役である越智敦生氏及び永辻航氏、福田峰夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

7. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有、並びに内部監査部門から定期的なヒアリングを行い、監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

8. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役及び執行役員、子会社等の役員等を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。当該保険では、被保険者がその職務に関し責任を負うこと、また当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事項があります。保険料は特約部分も含めて当社が全額負担しており、被保険者の保険料の負担はありません。

9. 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（監査等委員）越智敦生氏及び永辻航氏、福田峰夫氏との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としております。

② 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
松島 透	2022年12月16日	任期満了	取締役 東洋メディアリンクス(株) 代表取締役社長 音響特機(株) 取締役

③ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

・基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、役位別に定められた月額固定報酬と、業績連動報酬で構成し、監査等委員である取締役については主に監督機能を担うことから月額固定報酬のみとしております。

・基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の報酬は、取締役会が、株主総会決議で定めた報酬限度額の範囲内で取締役報酬を決定しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、その適正性及び透明性を担保することを目的として、また、コーポレートガバナンスを一層充実させるために、取締役会の任意の諮問機関とする指名・報酬委員会の答申を得たうえで、決定しております。

当事業年度に係る報酬額は、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、指名・報酬委員会の答申を得たうえで、2022年12月16日開催の取締役会の決議により決定いたしました。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役会の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

監査等委員である取締役の報酬額は、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、2022年12月16日開催の監査等委員の協議により決定いたしました。

・業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等は、2015年12月18日開催の第31期定時株主総会決議に基づき、上記報酬限度額とは別枠で、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に資することを目的として、監査等委員である取締役以外の取締役に對して、業績連動型株式報酬制度を導入しております。

業績連動報酬に係る指標は、会社の業績との連動性を高め、各事業年度における親会社株主に帰属する当期純利益を業績連動報酬に係る指標としております。

業績連動報酬の額は、每期16,250千円を上限とし、社外取締役を含む監査等委員会の意見を踏まえ、当社の取締役会で決定する給付株式数算定基礎額にに応じて、毎事業年度における業績目標の達成度等とを勘案してポイントを算定し、役位別に取締役会で決定しております。

ロ．当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の 員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く)	94,930	94,930	—	—	6
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	10,710 (10,710)	10,710 (10,710)	— (—)	— (—)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	105,640 (10,710)	105,640 (10,710)	— (—)	— (—)	9 (3)

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 上表には、2022年12月16日開催の第38期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

3. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2015年12月18日開催の第31期定時株主総会において年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与を含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は7名であります。

4. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年12月18日開催の第31期定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。
当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名であります。
5. 業績連動報酬は、当該事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益は計画を上回ったものの、業績回復途上であることに鑑み、2023年10月24日開催の取締役会において当該報酬を支払わない旨を決議しております。

④ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役（監査等委員）越智敦生氏は、越智会計事務所の代表を兼務しております。
なお、当社と越智会計事務所との間には特別の利害関係はありません。
 - ・取締役（監査等委員）永辻航氏は、弁護士事務所に所属しており、兼務はありません。
 - ・取締役（監査等委員）福田峰夫氏は、㈱オフィスMの代表取締役、スターツ出版㈱及び㈱ピーシーデポコーポレーションの社外取締役を兼務しております。
なお、当社と両社との間には特別の利害関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査等委員会への出席状況

		取締役会（19回開催）		監査等委員会（19回開催）	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
社外取締役 （監査等委員）	越智 敦生	18回	100%	18回	100%
	永辻 航	18回	100%	18回	100%
	福田 峰夫	18回	100%	18回	100%

・取締役会及び監査等委員会における発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要

	発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 越智 敦生	公認会計士としての専門的見地から、特に各種案件における財務的観点からの検討など、独立した客観的な立場から、企業価値向上と株主利益の確保に向けた監視・助言・発言を行っております。当事業年度に開催された取締役会及び監査等委員会の全てに出席し、当社の内部監査について適宜必要な発言を行うほか、取締役会の議案について事前に協議・精査を行うなど、取締役会の実効性向上に努めております。 また、監査等委員会の委員長を務め、委員会において重要な役割を果たしております。
社外取締役 永辻 航	弁護士として培われた専門的見地から、特に各種案件における企業法務の観点からの検討など、独立した客観的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための監視・助言・発言を行っております。当事業年度に開催された取締役会及び監査等委員会の全てに出席し、当社の内部監査について適宜必要な発言を行うほか、取締役会の議案について事前に協議・精査を行うなど、取締役会の実効性向上に努めております。 また、任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員長を務め、委員会において重要な役割を果たしております。
社外取締役 福田 峰夫	豊富な実務経験や複数の上場企業における経営経験を有しているほか、様々な企業での社外取締役の経験から、当社の経営の監督、経営全般への助言・発言を行っております。社外取締役就任後に開催された取締役会及び監査等委員会の全てに出席し、取締役会の議案について事前に協議・精査をおこなうなど、取締役会の実効性向上に努めております。 また、指名・報酬委員会委員として、その専門性・知見を活かした提言を通じて、当社の企業価値向上に尽力しております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	46,005千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	46,005千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 監査等委員会が会計監査人の報酬等について同意をした理由

当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けたうえで、会計監査人の従前の活動実績及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画及び報酬見積りの算出根拠の適正性等について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人の職務の執行状況や当社の監査体制等を勘案して会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、職務を遂行できるように、当社及び当社子会社においては、会社法等法令に準拠する諸機関設置に加え、代表取締役社長指導の下、グループ各社に各社社長を委員長とするコンプライアンス委員会を組織し、定例的に招集する。同委員会は、経営の根幹を形成するコンプライアンス、リスク管理、C S R等コーポレート・ガバナンス上の重要事項を審議する。

また、企業経営の基本方針となるC S Sグループ倫理規程及びコンプライアンス規程を制定の上、代表取締役がその精神をグループ全社の取締役及び使用人に継続的に伝達し、法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点とすることを徹底する。

さらに、グループ内に内部通報制度を継続的に機能せしめ、弁護士事務所及び税理士事務所とも顧問契約を結び、コンプライアンス体制の強化・補完を図ることとする。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会及びその他の重要な会議の議事録、稟議書、その他取締役の職務の執行に係る情報は、文書又は電磁的媒体に記録し、法令、定款及び社内規程に基づき、適切に保存・管理する。

また、情報管理及び個人情報保護については、各々の管理規程に定める。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社子会社では、取締役会が経営に関わる全般的リスク管理を所管し、取締役会での協議を経て、管理部門担当役員が統括責任者となり、具体的リスク管理の徹底を図る。

様々なリスクを体系的・効率的に管理するべく、既存の「安全衛生管理規程」、「債権管理規程」、「インサイダー取引防止に関する規程」等に加え、新たなるリスク発生に際しては、適宜必要なリスク管理規程を制定するとともに、グループ各社は当社制定「リスク管理の指針」に基づき要領・手続を制定し、リスク管理に万全を期すこととする。

④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び当社子会社は、定期的に開催する定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定、経営戦略、事業計画の執行及び監視に関する意思決定を行う。

当社の取締役会では、C S Sグループ各社の経営、運営に係る重要事項の報告を受け、業務の執行状況の監査、予算実績管理等を行い、経営及び業務の執行の効率と効果を確保することとする。

- ⑤ 当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
関係会社の管理は、「関係会社管理規程」に基づき管理部門担当役員が統括する。
取締役会は、関係会社の自主性を尊重し、その経営について経営計画に基づいた適切な施策の実行、効率的な業務の遂行、コンプライアンス体制の運営、リスク管理への対応がなされているかを確認し、業務の適正を確保する。
取締役会は、グループ管理体制の課題や問題を的確に把握し、その改善を実行する。
監査等委員会は、定期又は適宜にグループ管理体制を監査し、必要に応じて、取締役会にて報告することとする。
- ⑥ 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制及び監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社グループの取締役及び使用人は、その他の取締役及び使用人の職務の執行に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する事実があることを発見もしくは認知した場合、その事実を法令並びに社内規程に基づき監査等委員会に報告することとする。
また、その他の取締役及び使用人が会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見もしくは認知した場合、その事実を法令並びに社内規程に基づき監査等委員会に報告することとする。
監査等委員は取締役会及び重要な会議に出席するとともに、取締役会の付議事項、決定事項、重要な会計方針や会計基準、内部監査の実施状況、その他会社の重要事項等会社の業務執行に関わる文書を読覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。監査等委員会に報告をした者は、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないものとする。
監査等委員会は、代表取締役及び会計監査人と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題や監査上の重要事項について意見交換をする。また、会計監査人、グループ各社の監査役と情報交換に努め、連携してグループ各社の監査の実効性を確保するものとする。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査等委員会が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会はコンプライアンス、CSR等内部統制の確保について、監査等委員会と協議の上、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことができる。
使用人が監査等委員会の補助を行う場合、その職務に関する指揮命令権は、監査等委員会に委譲されるものとし、監査等委員である取締役以外の取締役からの独立性を確保する。

⑧ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制整備

当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、全ての取締役及び従業員に対して反社会的勢力及びその関係者や団体との接触や取引など一切の関わりを禁止することを基本方針とする。

反社会的勢力及びその関係者や団体からの接触があった場合は、直ちに顧問弁護士や所轄警察署と連携し、毅然とした姿勢で組織的かつ法令に則して対処する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期における、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務並びに会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

① 法令遵守等

法令及び各種社内規程の違反状況について、各所管部署より担当役員に対し、適切に報告がなされ、適正に対応いたしました。また、取締役及び使用人に対し、個人情報保護法に関する勉強会を実施し、個人情報管理の重要性を再確認するとともに、個人情報漏洩の防止に努めました。

② 情報の保存及び管理

取締役会及び重要な会議ごとに事務局を定め、各種議事録の作成を行うとともに、その他情報の保存管理の徹底を図っています。記録文書は、取締役の求めがあれば随時、閲覧提供しています。

③ 損失の危険の管理

毎月1回開催される定時取締役会において、当年度の方向性、現在認識されているリスク及び重大なリスクに発展する可能性がある事象の共有と、未然防止策等の課題を検討しました。

④ 取締役の効率的職務執行

定時取締役会（毎月1回開催）においては、会社の経営に関わる重要事項及び重要規程の改定について付議され、決議しています。

会社の重要事項は「取締役会規程」「稟議規程」に則り決定し、その内容は、翌月の取締役会において、取締役に報告されています。

⑤ グループ全体の業務の適正

子会社の経営上の重要事項の決定は、「関係会社管理規程」に従い、任命された担当取締役を介して取締役会、稟議申請等の手続きを経ることによって、当社が事前承認を行い、子会社の業務の適正を確保しています。

子会社において適法・適正な業務運営が行われていることを確認するために、当社の監査等委員会が定期的に子会社を訪問して監査を実施しています。

⑥ 監査等委員会の監査が実効的に行われるための体制

毎月1回開催される定時取締役会には監査等委員全員が出席して、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況及び内部統制の状況を確認しています。また、取締役、グループ各社の監査役と情報交換を行い、当社及びグループ各社において発生しうるリスク・課題についての認識を共有し、監査等委員会の視点から問題提起を行いました。監査等委員会は、当社監査人である有限責任あずさ監査法人より四半期ごとに、レビュー及び監査の報告を受けております。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして認識し、当期の業績、連結配当性向及び当社配当性向と今後の経営における施策等を総合的に勘案し、継続的かつ安定的に利益配分を行っていくことを基本方針としております。

当期の配当は期初に予定をしておりました1株あたり期末15円配当を、中間配当7円と期末配当10円の年間合計17円配当とすることができました。中間配当の実施は当社上場以来初めてのことであります。

今後の剰余金の配当等に関しては、継続的かつ安定的な配分を行う方針です。増益・増配で株主のみなさまのご支援にお応えするよう力を尽くす一方、さらなる成長基盤の強化に向けた事業投資や人的資本への投資あるいは自社株買いなど、企業価値すなわち株式時価総額や株価を高める戦略の様々な可能性および選択肢に対してもバランスよく柔軟な配分を実行していきたいと考えています。

連結貸借対照表

(2023年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	3,496,728	流 動 負 債	2,961,034
現 金 及 び 預 金	807,275	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	538,792
受取手形、売掛金及び契約資産	1,943,905	短 期 借 入 金	750,000
商 品 及 び 製 品	562,614	リ ー ス 債 務	18,015
仕 掛 品	26,196	未 払 金	751,586
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	21,095	未 払 消 費 税 等	336,810
未 収 入 金	10,123	未 払 法 人 税 等	49,827
未 収 還 付 法 人 税 等	36,188	賞 与 引 当 金	141,566
そ の 他	95,439	そ の 他	374,435
貸 倒 引 当 金	△6,110	固 定 負 債	393,561
固 定 資 産	2,203,866	リ ー ス 債 務	25,317
有 形 固 定 資 産	1,372,511	退 職 給 付 に 係 る 負 債	324,906
建 物 及 び 構 築 物	389,484	繰 延 税 金 負 債	7,827
土 地	951,628	株 式 給 付 引 当 金	3,394
そ の 他	31,398	長 期 未 払 金	22,777
無 形 固 定 資 産	80,117	資 産 除 去 債 務	8,038
の れ ん	19,700	そ の 他	1,300
そ の 他	60,416	負 債 合 計	3,354,595
投 資 そ の 他 の 資 産	751,237	純 資 産 の 部	
投 資 有 価 証 券	532,365	株 主 資 本	2,213,612
繰 延 税 金 資 産	47,107	資 本 金	393,562
そ の 他	171,811	資 本 剰 余 金	279,271
貸 倒 引 当 金	△47	利 益 剰 余 金	1,650,321
資 産 合 計	5,700,595	自 己 株 式	△109,543
		その他の包括利益累計額	132,387
		その他有価証券評価差額金	132,387
		純 資 産 合 計	2,346,000
		負 債 純 資 産 合 計	5,700,595

連結損益計算書

(2022年10月1日から)
(2023年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目		金	額
売上	上		14,832,568
売上	上		12,408,231
販売費	上		2,424,337
販売費	上		2,148,303
営業外	業		276,033
受取	取	1,724	
受取	取	9,359	
受取	取	10,961	
仕入	入	7,423	
雇用	調	15,159	
その	の	14,490	59,119
営業外	費		
支払	利	8,051	
支払	手	2,120	
為替	差	2,941	
持株	株	5,898	
会	会	2,356	21,368
経常	の		
特別	利		313,784
固定	資	16	
投資	有	73	90
特別	損		
固定	資	692	
投資	有	75	767
税金	等		313,107
法人	税	107,409	
法人	税	△24,464	82,944
当期	純		230,162
親会社	株		230,162
主	主		
に	に		
帰	帰		
属	属		
する	する		
当期	当期		
純	純		
利	利		
益	益		

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結株主資本等変動計算書

(2022年10月 1 日から)
(2023年 9 月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2 0 2 2 年 1 0 月 1 日 残 高	393,562	279,271	1,532,804	△109,543	2,096,094
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△112,645		△112,645
親会社株主に帰属する当期純利益			230,162		230,162
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	117,517	－	117,517
2 0 2 3 年 9 月 3 0 日 残 高	393,562	279,271	1,650,321	△109,543	2,213,612

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	その他の包括利益累計額合計	
2 0 2 2 年 1 0 月 1 日 残 高	72,152	668	72,821	2,168,915
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△112,645
親会社株主に帰属する当期純利益				230,162
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連結会計年度中の変動額(純額)	60,234	△668	59,566	59,566
連結会計年度中の変動額合計	60,234	△668	59,566	177,084
2 0 2 3 年 9 月 3 0 日 残 高	132,387	－	132,387	2,346,000

貸借対照表

(2023年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	647,772	流 動 負 債	1,856,466
現 金 及 び 預 金	160,506	短 期 借 入 金	750,000
未 収 入 金	96,174	関 係 会 社 短 期 借 入 金	1,060,000
前 払 費 用	3,927	未 払 金	27,451
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	340,000	未 払 費 用	9,264
貯 蔵 品	404	未 払 法 人 税 等	608
未 収 還 付 法 人 税 等	45,432	預 り 金	3,582
そ の 他	1,327	賞 与 引 当 金	1,368
固 定 資 産	2,672,398	そ の 他	4,192
有 形 固 定 資 産	909,237	固 定 負 債	6,903
建 物	290,537	退 職 給 付 引 当 金	2,091
土 地	618,355	株 式 給 付 引 当 金	1,405
そ の 他	345	繰 延 税 金 負 債	2,607
無 形 固 定 資 産	1,357	そ の 他	800
投 資 そ の 他 の 資 産	1,761,802	負 債 合 計	1,863,370
投 資 有 価 証 券	24,591	純 資 産 の 部	
関 係 会 社 株 式	1,719,149	株 主 資 本	1,448,085
長 期 前 払 費 用	10,113	資 本 金	393,562
そ の 他	7,947	資 本 剰 余 金	279,271
資 産 合 計	3,320,170	資 本 準 備 金	117,699
		そ の 他 資 本 剰 余 金	161,571
		利 益 剰 余 金	884,794
		そ の 他 利 益 剰 余 金	884,794
		別 途 積 立 金	600,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	284,794
		自 己 株 式	△109,543
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	8,715
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	8,715
		純 資 産 合 計	1,456,800
		負 債 純 資 産 合 計	3,320,170

損益計算書

(2022年10月 1 日から
2023年 9 月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
関 係 会 社 経 営 管 理 料	144,768	
関 係 会 社 受 取 配 当 金	222,250	
関 係 会 社 受 取 賃 貸 料	107,635	
不 動 産 賃 貸 料	2,480	477,133
営 業 費 用		
一 般 管 理 費	445,730	445,730
営 業 利 益		31,403
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3,925	
受 取 配 当 金	320	
そ の 他	612	4,858
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	8,123	
支 払 手 数 料	2,120	
持 株 会 特 別 奨 励 金	5,898	16,142
経 常 利 益		20,119
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	63	63
税 引 前 当 期 純 利 益		20,056
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	290	
法 人 税 等 還 付 税 額	△93,673	
法 人 税 等 調 整 額	—	△93,383
当 期 純 利 益		113,440

株主資本等変動計算書

(2022年10月 1 日から
(2023年 9 月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								株 主 資 本 計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計		
					別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
2022年10月1日残高	393,562	117,699	161,571	279,271	600,000	283,999	883,999	△109,543	1,447,289
事業年度中の変動額									
剰 余 金 の 配 当						△112,645	△112,645		△112,645
当 期 純 利 益						113,440	113,440		113,440
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	795	795	－	795
2023年9月30日残高	393,562	117,699	161,571	279,271	600,000	284,794	884,794	△109,543	1,448,085

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2022年10月1日残高	4,951	4,951	1,452,241
事業年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当			△112,645
当 期 純 利 益			113,440
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	3,763	3,763	3,763
事業年度中の変動額合計	3,763	3,763	4,558
2023年9月30日残高	8,715	8,715	1,456,800

独立監査人の監査報告書

2023年11月20日

株式会社ＣＳＳホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 櫻井 清 幸
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 宮下 卓 士
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ＣＳＳホールディングスの2022年10月1日から2023年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ＣＳＳホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年11月20日

株式会社ＣＳＳホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 櫻井 清 幸
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 宮下 卓 士
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ＣＳＳホールディングスの2022年10月1日から2023年9月30日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年10月1日から2023年9月30日までの第39期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）についての取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議等に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- ⑤ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年11月20日

株式会社C S Sホールディングス 監査等委員会

監査等委員 越 智 敦 生 ㊞

監査等委員 永 辻 航 ㊞

監査等委員 福 田 峰 夫 ㊞

(注) 監査等委員越智敦生、永辻 航及び福田峰夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
帝国ホテル 《本館中2階 光の間》



地下鉄 銀座駅 (徒歩5分)
日比谷駅 (徒歩3分)
内幸町駅 (徒歩3分)

JR 有楽町駅 (徒歩5分)
新橋駅 (徒歩7分)



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



環境に配慮した植物油
インキを使用しています。